

わたしの街はわたしたちがつくる

京都市区民協議会条例（案）

（設置）

- 第1条 京都市政運営において住民自治をより充実させ、市民が自らの手で市政にかかわる機会を向上させ、市政をより住民にとって身近なものにするため、地方自治法第252条の20第6項の規定に基づく区地域協議会として、区役所及び支所・出張所（以下「区」）ごとに区民協議会を置く。
- 2 区ごとに置く区民協議会の名称は、別表に掲げるとおりとする。

（組織）

- 第2条 区民協議会は、委員20人以内で組織する。各区民協議会ごとの委員数は規則で定める。
- 2 委員は、区の区域内に住所を有する者で、公職選挙法に基づき本市の議会の議員の候補者となることができる者で、市長が選任する。
- 3 市長は委員を選任しようとするときは、委員に選任されようとする者を公募し、当該公募に応じた者について投票を行い、当該投票の結果を尊重し、委員を選任しなければならない。委員の公募及び選任投票の方法については規則で定める。

（委員の任期等）

- 第3条 委員の任期は4年とする。
- 2 委員は区民でなくなったときはその職を失う。

（委員の解任）

- 第4条 市長は、委員が下記の各号のいずれかに該当するときは、当該委員を解任することができる。
- （1）心身の故障のため、職務を行う事ができないと認めるとき。
- （2）前号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠くと認めるとき。

（委員の報酬及び費用弁償）

- 第5条 委員には、報酬を支給しない。
- 2 委員が区民協議会の会議に出席し又は委員の職務として規則に定める職務を執行したときは、規則に定める金額を費用弁償として支給する。
- 3 委員が職務のため出張したときは、京都市報酬及び費用弁償条例に定める費用を弁償する。

(会長及び副会長)

第6条 地域協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長及び副会長の任期は、委員の任期とする。
- 3 会長は、区民協議会の事務を掌握し、区民協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長が欠けたとき、又は会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 区民協議会は、会議において出席委員の3分の2以上の者の同意があるときは、会長及び副会長を解任することができる。

(区民協議会の役割等)

第7条 区民協議会は、区民の参画を通して、要求を把握し、多様な意見を調整し、その取りまとめを行い、必要な施策を検討し決定する。

- 2 区民協議会は、規則に定める金額の範囲内においては、前項の決定事項のうち、ただちに区長が執行すべきことを決定できる。
- 3 区民協議会は、市長その他の市の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市長その他の市の機関に意見を述べることができる。
- 4 市長は、次に掲げる事項のうち、区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、当該区の区民協議会の意見を聴かなければならない。
 - (1) 総合計画及びこれに準ずる計画に関する事項
 - (2) 区役所・支所・出張所が所管する公の施設の設置及び廃止に関する事項並びに管理に関する基本的事項
 - (3) 区役所・支所・出張所が企画立案を行う施策のうち、市長が定める事項
- 5 区民協議会は、区民協議会の審議のために必要な資料・情報について、市長に対して提出を要求することができる。市長は正当な理由がなければその提出を拒むことはできない。

(区長・市長の尊重義務)

第8条 市長その他の市の機関は、方針策定にあたって、区民協議会の決定を尊重しなければならない。市長が区民協議会の決定に反する決定をする場合には、市長は区民協議会に対しその理由を説明しなければならない。

- 2 区長は、区民協議会で決定された事項のうち、区長の権限で執行可能な事項に関しては直ちに執行しなければならない。

(会議の招集)

第9条 会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

(会議の運営)

第10条 会長は、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議は、公開で行うものとする。ただし、議長が必要と認めるときは、会議に諮った上で公開しないことができる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(連絡調整)

第11条 区民協議会は、規則で定めるところにより、他の区民協議会との連絡調整を行うものとする。

(庶務)

第12条 区民協議会の庶務は、当該区民協議会が置かれる区役所・支所・出張所で処理する。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、区民協議会の運営その他必要な事項は、規則で定める。

京都市職員不祥事徹底糾明独立調査委員会 設置要綱（案）

1. 本市職員の不祥事について徹底的に糾明する独立調査委員会を設置する。
2. 委員会は、委員7名をもって組織する。委員は弁護士2名、公認会計士2名、学識経験者3名とし、市長が委嘱し、又は任命する。
3. 委員の任期は、1年とする。
4. 委員会は、京都市長の直属の機関とし、京都市の各部局から独立し、各部局の指揮は受けない。
5. 委員会において、特別の事項を調査し、又は審議するために必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
6. 委員会は、京都市の各部局及び職員に対し、資料の提出、審問など必要な調査を求め、各部局および職員はこれを拒むことができない。
7. 委員会は、職場の実態抽出調査等を実施し、1年以内に調査結果を市長並びに市民に報告する。